

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和 3 年度 第 1 回麻溝地区まちづくり会議 (書面会議)		
事務局 (担当課)	麻溝まちづくりセンター 電話 0 4 2 - 7 7 8 - 2 3 8 1 (直通)		
開催日時	令和 3 年 5 月 1 4 日 (金) ~ 5 月 2 8 日 (金)		
開催場所			
出席者	委員	2 2 人 (回答あり)	
	その他		
	事務局		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	
公開不可・一部不可 の場合は、その理由	書面会議のため		
議 題	<p>1 議題</p> <p>(1) 麻溝地区まちづくり会議会則の一部変更について</p> <p>(2) 令和 3 年度麻溝地区まちづくり会議における議題案について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 令和 3 年度麻溝地区まちづくり会議構成団体委員名簿及び 役員の選出について</p> <p>(2) 令和 2 年度麻溝地区まちづくり会議開催概要について</p> <p>(3) 令和 3 年度麻溝地区まちづくり会議日程表について</p> <p>(4) 令和 2 年度麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業の概要と 評価について</p> <p>(5) 令和 3 年度地域活性化事業交付金募集要領について</p>		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。(○は委員の意見、●は事務局の説明)

(審議を書面等で行った理由)

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために、委員等が一堂に会する方法により会議を開催することが困難であったため、書面により委員の意見を求め、回答を得る方法で会議の開催に代えることとした。

1 議題

(1) 麻溝地区まちづくり会議会則の一部変更について

以下の3箇所について、会則の一部変更について、書面により審議を行った。

- ・南区安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部において、令和2年度に青パト部会が発足したことに伴い、副支部長が3名となったことから、別表(第4条関係)の「安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部(2名)」を「安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部(3名)」とするもの。
- ・別表(第4条関係)の「麻溝高齢者支援センター」を、正式名称「麻溝地域包括支援センター」へと変更するもの。
- ・麻溝地区コミュニティバス導入検討委員会や道路交通部会が存在するため、第9条に「(3) 専門部会」を追加するもの。

《主な意見・質疑等》

○特になし

《結果》

○賛成22 反対0

「麻溝地区まちづくり会議会則」について、令和3年4月1日から施行することについて承認された。

(2) 令和3年度麻溝地区まちづくり会議における議題案について

今後の会議に諮る議題について、委員の意見を求めたもの。

《主な意見・質疑等》

- 高齢者が多くなる中、地域での助け合いが求められる。
- 地域活動の担い手確保について、及び、麻溝地区の将来像について検討したい。
- 論点の絞り込みと、検討期間を明確にして欲しい。
- 地域貢献として、生徒のボランティア精神の育成に取り組みたい。
- 学校や施設と地域との連携を強化し、地域とともに子どもたちを育てたい。

2 報告

(1) 令和3年度麻溝地区まちづくり会議構成団体委員名簿及び役員の選出について名簿のとおり変更となることについて周知した。

《主な意見・質疑等》

○特になし

(2) 令和2年度麻溝地区まちづくり会議開催概要について前年度の開催状況等について報告した。

《主な意見・質疑等》

○特になし

(3) 令和3年度麻溝地区まちづくり会議日程表について今年度の開催スケジュールについて報告した。

《主な意見・質疑等》

○特になし

(4) 令和2年度麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業の概要と評価について前年度に交付決定した2件について報告した。

《主な意見・質疑等》

○「麻溝地区自治会加入促進事業」、黄色い旗を使った災害時の安否確認の取組みについて。具体的に何割の世帯が旗を掲出し参加してくれたのか、組長が把握しておいてくれるとより良い。

(5) 令和3年度地域活性化事業交付金募集要領について

市市民協働推進課から募集要領の送付があったため、情報提供を行った。

《主な意見・質疑等》

○特になし

以 上

麻溝地区まちづくり会議 委員名簿

No.	団体名	委員		まちづくり 会議での 役職
		団体での 役職	氏 名	
1	麻溝地区自治会連合会	会長	中島 勝平	会長
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕	
3	麻溝公民館	館長	山口 誠	副会長
4	麻溝地区社会福祉協議会	会長	境 勉	副会長
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	会長	春山 すみ子	副会長
6	麻溝観光協会	副会長	井上 時雄	
7	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	座間 正見	
8	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	加藤 賢次	
9	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	箕輪 良市	
10	麻溝地区老人クラブ連合会	会長	浅原 寿郎	
11	麻溝地区子ども会育成連絡協議会	会長	福田 豊	
12	麻溝地区青少年健全育成協議会	会長	井上 國雄	
13	麻溝商工振興会	会長	石原 武	
14	麻溝公民館運営協議会	委員	本多 展克	
15	当麻地区まちづくり委員会	会長		
16	相模原市スポーツ推進委員	委員	小泉 勉	
17	相模原市青少年指導委員	代表	山口 隆	
18	相模原市農協麻溝支店運営委員会	委員長	政木 晃	
19	相模原市消防団南方面隊第1分団	分団長	井上 歩	
20	麻溝小学校PTA	会長	近藤 義紀	
21	夢の丘小学校PTA	会長	小林 大介	
22	相陽中学校PTA	会長	岡田 洋子	
23	市場地区計画検討委員会	委員	石井 英和	
24	学校法人 北里研究所	次長	村川 健一	
25	学校法人 女子美術大学	校友室主幹	友部 徳寿	
26	麻溝地域包括支援センター	管理者	細山 賢太郎	
27	学校法人光明学園 相模原高等学校	校長	天野 雅秀	
28	県立相模原養護学校	支援連携 グループリーダー	富樫 幸乃	

麻溝地区まちづくり会議会則

(名称)

第1条 本会議は、名称を麻溝地区まちづくり会議（以下、「まちづくり会議」という。）という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、麻溝地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動について会議を構成する団体等が協働して進めることにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

(構成員)

第4条 まちづくり会議委員（以下、「委員」という。）は、別表に掲げる団体等の役職にある者及び団体等から推薦された者で構成する。

(役員)

第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

(役員職務)

第6条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

- 2 会長は、全体会及び役員会の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(役員選出)

第7条 会長は、麻溝地区自治会連合会長とし、副会長は、麻溝公民館長及び麻溝地区社会福祉協議会長、麻溝地区民生委員児童委員協議会長とする。

(役員任期)

第8条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のため就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 まちづくり会議に次の会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) 役員会
- (3) 専門部会

2 会議は、過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(全体会)

第10条 全体会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、次の事項を処理する。

- (1) まちづくり会議の会則を設け、又は改廃すること
- (2) 専門部会の設置に関する事
- (3) 区民会議への委員の推薦に関する事
- (4) その他会長が必要と認める事項に関する事

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 全体会の運営に関する事
- (2) 全体会から役員会に委任された事項に関する事

(専門部会の設置)

第12条 全体会が必要と認めたときに、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を部会員とすることができる。

(会議の公開)

第13条 まちづくり会議は、原則公開するものとする。

- 2 会議の内容は文書に記録して公開する。
- 3 会議の傍聴について、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第14条 まちづくり会議の事務局は、麻溝まちづくりセンターに置く。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会の了承を得て別に定める。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

No.	団 体 等
1	麻溝地区自治会連合会（会長含む2名）
2	麻溝公民館（館長）
3	麻溝地区社会福祉協議会（会長）
4	麻溝地区民生委員児童委員協議会（会長）
5	麻溝観光協会
6	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部（3名）
7	麻溝地区老人クラブ連合会
8	麻溝地区子ども会育成連絡協議会
9	麻溝地区青少年健全育成協議会
10	麻溝商工振興会
11	麻溝公民館運営協議会
12	相模原市スポーツ推進委員
13	相模原市青少年指導委員
14	相模原市農協麻溝支店運営委員会
15	相模原市消防団南方面隊第1分団
16	麻溝小学校PTA
17	夢の丘小学校PTA
18	相陽中学校PTA
19	当麻地区まちづくり委員会
20	市場地区計画検討委員会
21	学校法人北里研究所
22	学校法人女子美術大学
23	麻溝地域包括支援センター
24	学校法人光明学園相模原高等学校
25	県立相模原養護学校

令和2年度 麻溝地区まちづくり会議 開催概要

会議名	日 時	内 容	会 場
役員会 全体会	5 月 20 日 (水) 午後 7 時 30 分～	新型コロナウイルスの影響により、中止	
第 1 回役員会	5 月 21 日 (木) 午後 2 時～	議題 1 地域活性化事業交付金について 議題 2 令和 2 年度まちづくり懇談会について	麻溝公民館 コミュニティ室
第 2 回役員会	6 月 4 日 (木) 午後 1 時 30 分～	議題 1 令和 2 年度まちづくり懇談会について	麻溝公民館 コミュニティ室
第 3 回役員会 第 1 回全体会	7 月 22 日 (水) 午後 7 時 30 分～	議題 1 令和 2 年度麻溝地区まちづくり会議の 進め方について 議題 2 地域活性化事業交付金について 議題 3 令和 2 年度まちづくり懇談会について	麻溝公民館 大会議室
第 4 回役員会 第 2 回全体会	9 月 2 日 (水) 午後 7 時 30 分～	議題 1 令和 2 年度まちづくり懇談会について 議題 2 各団体からの地域事業やイベント等の 情報交換について	麻溝公民館 大会議室
まちづくり 懇談会	10 月 9 日 (金) 午後 7 時～	テーマ 風水害時の避難対策の充実について	麻溝公民館 大会議室
第 5 回役員会 第 3 回全体会	11 月 25 日 (水) 午後 7 時 30 分～	議題 1 令和 2 年度まちづくり懇談会の結果 について 議題 2 麻溝まちづくりセンター・麻溝公民館に おける横断歩道設置の要望について 議題 3 地域活性化事業交付金の申請について 議題 4 各団体からの地域事業やイベント等の 情報交換について	麻溝公民館 大会議室
第 4 回全体会	1 月 27 日 (水) 午後 7 時 30 分～	新型コロナウイルスの影響により、中止	
第 5 回全体会	3 月 17 日 (水) 午後 7 時 30 分～	新型コロナウイルスの影響により、中止	

令和3年度 麻溝地区まちづくり会議 開催スケジュール

会議名	日 時	会 場
第1回全体会 (書面開催)	5 月 20 日 (木)	
第2回全体会	7 月 21 日 (水) 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
第3回全体会	9 月 17 日 (金) 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
まちづくりを 考える懇談会	日程調整中 午後7時～	麻溝公民館 大会議室
第4回全体会	11 月 26 日 (金) 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
第5回全体会	1 月 28 日 (金) 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
第6回全体会	3 月 18 日 (金) 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室

※全体会の前に、役員会を随時開催

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、日程については変更や中止となることがあります。

令和2年度 麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業の概要と評価

申請事業名	青色パトロールカー配備事業 【 No. 1 】
申請団体	南区安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部
事業目的等	<p>◇事業目的 青色パトロールカーを地区に配備し、更に活発な防犯活動を実施する。</p> <p>◇事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色パトロールカーの購入・配備 地区で青色パトロールカーを所有することで、麻溝地区内の子どもの安全、防犯活動（夜間パトロールも含む）、交通安全や、振り込め詐欺防止への呼びかけを行い、地区内の防犯活動をより活発に行う。 ・青色パトロールカー実施者証取得講習会の実施 新規取得者の確保と、取得済み講習者の免許更新を啓発する。 ・地域住民への青色パトロールカー配備事業への周知 相模原市自治会連合会のホームページや地域情報誌に活動状況を掲載する。
交付決定日	令和2年5月25日
交付確定金額	713,000 円 （全体事業費 900,337 円）
団体実績報告	<p>◇事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色パトロールカーの購入により、パトロール回数が月4回から10回程度まで増やすことができた。コロナ禍の7月から12月の間に、58回の見回りを実施した（延べ参加人数148名）。 ・青色パトロールカーの配備後は、近隣小学校から運動会時の登下校を見守って欲しいとの依頼をいただき実施するなど、青パト活動が地域で広く周知され、地区の防犯、交通安全に大きく貢献していると考えている。 <p>◇自己評価 長い間、地域から要望であった「青色パトロールカーの所有」が実現し、これまで長く防犯活動をしてこられた経験者からは、「この青色パトロールカーは、我々の誇り」とのお声をいただいた。また、今まで防犯活動に参加されていなかった方からも、「最近、青色パトロールカーをよく見かける、自分も参加しようかな」とお声をかけていただくこともあり、青色パト活動が、地区内でより認識されるようになった。今後も、新しい世代・仲間を取り込みながら、安全で住みよいまちづくりを目指し、地域の防犯・安全活動により活発に取り組むように努めていきたい。</p>
市 評 価	<p>麻溝地区の防犯・交通安全活動の充実が図られるとともに、地域住民の防犯意識の向上や住民同士の交流が深められる事業である。今後、長期に渡り継続的な活動となるよう、活動の輪を広げ、更なる担い手の育成に努められたい。</p> <p>また、支部内に青パト部会を設置したり、基金を設けたりするなど、持続可能で自立可能な事業にしようとする姿勢も高く評価する。</p>
備 考	

申請事業名	麻溝地区自治会加入促進事業	【 No. 2 】
申請団体	麻溝地区自治会連合会	
事業目的等	<p>◇事業目的 自治会活動の周知、自治会未加入者の加入促進</p> <p>◇事業概要 黄色い旗を使った安否確認という新たな取組みにより自治会活動を拡充した上で、地域住民に自治会の重要性を理解してもらえるよう自治会活動を広く周知するなど、自治会の加入促進につながる事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進活動 ・黄色い旗を使った災害時の安否確認の取組み 「無事です」と印刷された黄色い旗を自治会加入世帯に配布。災害時に旗を玄関先に掲出することで近隣住民に無事を知らせるもの。地区総合防災訓練や、各単位自治会による活用も見込む。 ・看板及び折りたたみ式ごみ収納容器の設置 ごみ集積所におけるごみ出しのルールとマナーの遵守や、自治会が清掃・管理している旨周知する看板をごみ置き場に設置し、自治会活動の対する理解や重要性を訴える。また、ごみ集積所の美観を保つために、折りたたみ式ごみ収納容器を希望する自治会のごみ集積所に新たに設置し、地域住民が安全安心に暮らせるように美化活動を推進している自治会活動への理解を促す。 	
交付決定日	令和2年5月25日	
交付確定金額	1,193,000 円	(全体事業費 1,431,904 円)
団体実績報告	<p>◇事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進活動 新型コロナウイルスの影響により麻溝ふるさとまつりが中止となったため、まちづくりセンター窓口来場者や、転入者に対し、チラシや啓発物品を配布し、自治会加入を訴えた。 ・黄色い旗を使った災害時の安否確認の取組み 新型コロナウイルスの影響により、今年度の地区総合防災訓練では各家庭が参加できる「黄色い旗安否確認」を中心に実施した。なお、黄色い旗は新規自治会加入者にも配布。 ・折りたたみ式ごみ収納容器の設置 20台を設置(大サイズ3、マンションサイズ4、中サイズ3、小サイズ10) <p>◇自己評価 自治会活動は、地域住民の相互理解の下、活動が円滑に行われるものである。より多くの方に自治会活動を理解していただき、参加していただくことにより、地域コミュニティの輪が広がるよう引き続き努めていきたい。</p>	
市評価	ごみ収納容器や看板の設置や、災害時における安否確認のための黄色い旗の取組により、自治会活動への理解が深められたことは評価する。今後、より自治会加入促進が図られることを期待する。	
備考		

令和3年度 地域活性化事業交付金 募集要領

1 地域活性化事業交付金の概要

(1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、本市のまちづくりを進めてきた22の地区で展開される市民による自主的な事業に対して交付される交付金です。

※対象地区 緑 区：橋本、大沢、城山、津久井、相模湖、藤野

中央区：小山、清新、横山、中央、星が丘、光が丘、大野北、田名、上溝

南 区：大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林

(2) 対象事業

本交付金は、市内22地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

- | |
|------------------------------------|
| 1 地域の防災・防犯に関する事業 |
| 2 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業 |
| 3 地域福祉の増進に関する事業 |
| 4 産業や観光の振興に関する事業 |
| 5 環境の保護・保全に関する事業 |
| 6 青少年の健全育成に関する事業 |
| 7 地域の文化・伝統の振興に関する事業 |
| 8 生涯学習に関する事業 |
| 9 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業 |
| 10 区が推進する重点事業 |
| 11 その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業 |

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自治会への加入促進・ 地域における公共的な活動の担い手育成・ 公共的な活動への参加者増加・ 地域の公共的な活動団体間の連携強化・ まちづくり会議が提示した地域課題の解決 |
|--|

交付対象とならない事業については、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業・ 交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業・ 政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業・ 調査、研究を主たる目的とする事業 ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く |
| <ul style="list-style-type: none">・ 第三者への事業促進を求める事業・ 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める事業 |

(3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。ただし、次に掲げるものは、交付金の交付を受けることができません。

- ・相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- ・法人のうち、代表者又は役員のうち条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
- ・法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 事業の実施期間

当該年度の事業実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月末とします。また、同一の事業に継続して交付する場合には、3年を限度とします。

※令和2年度より、4年目以降の継続事業に対する交付は終了となりました。

ただし、経過措置としてまちづくり会議の意見を踏まえ、区長が継続を必要と認める事業は、最大2年間(令和3年度まで)交付ができます。

(5) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、その交付率は10分の10以内とします。

- 1 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等
- 2 事業を行う上で必要な食糧費(交付対象者の構成員に対するものを除く。)、備品購入費、施設使用料、備品借上料等
- 3 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等
- 4 事業を行う上で必要な委託費等
- 5 イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等
- 6 講演会等の講師に対する報償費
- 7 研修会の旅費等、研修に要する経費(交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。)
- 8 その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの

※備品(物品等で1件1万円以上の財産)にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります。(備品台帳の作成が必要。)

※経過措置の対象事業は、交付率を2分の1以内とします。このうち、まちづくり会議で議論されている地域の課題解決につながる事業に対する交付率は、事業の成果やまちづくり会議における検証結果を踏まえ、区長が認めるときは、交付対象経費の10分の10以内とします。

(6) 交付金額

申請される事業について審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

2 申請

(1) 事前相談

令和3年度の相談は令和3年3月1日（月）から開始します。

申請にあたっては、事前に事業を実施する地区のまちづくりセンターにご相談ください。

特に4月・5月に実施を予定する事業については、交付手続き上、早めのご相談をお願いします。

※具体的な相談先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

(2) 申請期間

令和3年4月1日（木）から各地区で定める期間

(3) 提出書類

①地域活性化事業交付金交付申請書（様式第1号）

②地域活性化事業計画書

③収支予算書

④団体概要調書

⑤補助金概要調書

(4) 交付申請書の提出方法及び提出先

直接又は持参で事業を実施する地区のまちづくりセンターへご提出ください。

※具体的な提出先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

3 審査

(1) 審査方法

提出先のまちづくりセンターが審査基準に基づき審査します。

申請事業の審査にあたっては、各地区のまちづくり会議のご意見を伺います。

(2) 審査基準

	項目	内容
1	事業目的や内容の公共性	・地域課題の解決や地域の活性化に資する事業か
2	事業内容の妥当性	・事業内容が現実性のあるものか ・事業計画のスキームが適切か ・事業収支が事業を遂行する上で適正か
3	団体の事業実施能力	・事業を実施する能力や主体性があるか
同一の事業で2年目・3年目となるものは上記のほか次の項目も加え、審査します。		
4	事業の継続性や発展性	・事業の継続性や発展性があるか ・これまでの取組みの成果が生かされているか
5	他の団体への影響	・他の団体へ活動を促すなど、良い波及効果を与えるような事業か
同一の事業で4年目以降のものは上記のほか次の項目も加え、審査します。		
6	継続効果（1）	・継続することで、さらに地域の活性化につながる成果が得られる見込みがあること
7	継続効果（2）	・3年間では、目的が未達成だが、継続することで達成できる見込みがあること
8	2分の1を超えた交付率の適用	・まちづくり会議において、地域課題として議論がされていること

※項目6～8については、経過措置事業のみ対象

4 実績報告

事業終了後に、実績報告書を提出していただきます。

5 報告会による報告

地域活性化事業交付金を活用して行った事業については、市民の方への事例紹介や他地区への情報提供を行うための報告会において、当該事業の報告をいただく場合があります。

6 評価の実施

事業終了後に、次年度の交付決定の参考とするため評価を行います。

所管地区と問合せ先一覧

区名	所管地区	所属名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
緑区	橋本地区	緑区役所橋本まちづくりセンター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5 階	042-703-0354	042-700-7002
	大沢地区	緑区役所大沢まちづくりセンター	〒252-0135	相模原市緑区大島 1776-5	042-761-2610	042-761-2617
	城山地区	緑区役所城山まちづくりセンター	〒252-5192	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	042-783-8117	042-782-1290
	津久井地区	緑区役所津久井まちづくりセンター	〒252-5172	相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 3 階	042-780-1403	042-784-7474
	相模湖地区	緑区役所相模湖まちづくりセンター	〒252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3213	042-684-3618
	藤野地区	緑区役所藤野まちづくりセンター	〒252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 1 階	042-687-2119	042-687-4347
中央区	小山、清新、横山、中央、 星が丘、光が丘地区	中央区役所中央 6 地区まちづくりセンター (※令和3年4月1日以降)	〒252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15 本館 1 階	042-707-7049	042-757-2941
	大野北地区	中央区役所大野北まちづくりセンター	〒252-0233	相模原市中央区鹿沼台 1-10- 20	042-861-4512	042-755-6521
	田名地区	中央区役所田名まちづくりセンター	〒252-0244	相模原市中央区田名 4834	042-761-6570	042-762-8767
	上溝地区	中央区役所上溝まちづくりセンター	〒252-0243	相模原市中央区上溝 7-7-17	042-762-5626	042-761-1249
南区	大野中地区	南区役所大野中まちづくりセンター	〒252-0344	相模原市南区古淵 3-21-1	042-741-6695	042-746-1835
	大野南地区	南区役所大野南まちづくりセンター	〒252-0377	相模原市南区相模大野 5-31- 1 南区合同庁舎 4 階	042-749-2217	042-749-2116
	麻溝地区	南区役所麻溝まちづくりセンター	〒252-0335	相模原市南区下溝 594-6	042-778-2381	042-778-2249
	新磯地区	南区役所新磯まちづくりセンター	〒252-0327	相模原市南区磯部 916-3	046-251-5242	046-254-0924
	相模台地区	南区役所相模台まちづくりセンター	〒252-0321	相模原市南区相模台 1-13-5	042-744-3148	042-744-3194
	相武台地区	南区役所相武台まちづくりセンター	〒252-0325	相模原市南区新磯野 4-1-3	046-254-3755	046-251-5362
	東林地区	南区役所東林まちづくりセンター	〒252-0312	相模原市南区相南 1-10-10	042-744-5187	042-744-5194